# 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第3回津市住居表示審議会			
2. 開催日時	平成24年1月30日(月)			
	午前10時から午前11時30分まで			
3. 開催場所	津市本庁舎8階大会議室B			
4. 出席した者の氏名	(津市住居表示審議会委員)			
	青木明紀 生川介彦 今井和美 大堀仁士			
	川井一浩 樹神成 瀬尾元昭 田辺千代子			
	中川幹夫 前川徹也 倭ひとみ			
	(事務局)			
	総務部長 葛西豊一 総務部次長 水谷渉			
	総務課長 松岡浩二			
	総務課総務議事統計担当主幹 福田政一			
	総務課主査 川村能大 総務課主査 岡田東久			
5. 内容	1 住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の			
	方法について			
	2 その他			
6. 公開又は非公開	公開			
7. 傍聴者の数	3人			
8. 担当	総務部総務課総務議事統計担当			
	電話番号 059-229-3275			
	E-mail <u>229-3275@city.tsu.lg.jp</u>			

# 9. 議事の内容 (下記のとおり)

内		容	
総務課長	お待たせいたしました。	皆様方には大変お忙しい中、御出	席をいた
	だきまして誠にありがとう	うございます。定刻になりましたの	で、ただ
	今から第3回津市住居表示	宗審議会の開会をお願いしたいと存	じます。
	本日、村上委員、森岡孝	<b>賃員におかれましては、所用のため</b>	、やむを
	得ず御欠席という御報告を	で頂いております。それから、中川	副会長に
	つきましてはちょっと今こ	ご連絡させていただいてるところで	ございま
	すので、追ってご出席され	いると思われますので、よろしくお	願いしま
	す。それから本日は前回同	目様、第1回審議会での配付資料を	再度使用
	させていただきますけれる	ざも、御持参いただいてもらいます	でしょう
	か。なければこちらのほう	で再度御用意いたします。よろし	いでしょ
	うか。それでは、会長、会	議の進行についてよろしくお願い	いたしま
	す。		
樹神会長	おはようございます。惶	行さんお忙しい中ご出席いただきあ	りがとう
	ございます。今から、第3	回津市住居表示審議会の会議をい	たします
	が、中川副会長は追って到	着されると思います。欠席の方が	お二人な
	ので13名中、現在10名	らということですが、成立をしてお	ると思い
	ます。		
	それでは会議を始めたい	いと思うんですが、前回の審議会に	おいて自

由討論ということで、色々論点を明確にしようということで、そういう意味では全員の文章の提出も含めて全員の方に意見を言っていただいたということになります。そうした所がですね、論点の整理というよりも概ね、いくつか検討しなきゃいけないことはあるんだけども、方向としては賛同しているのではないかというご意見だったと思います。まあそういうことならということで、一応、答申案は用意をさせていただいたんですけれども、ただ住居表示を実施する区域については、やや説明が、私だけかもしれませんが、分かりにくかったということもあって、もう一度少し説明の仕方含めて考えていただきたいということで、今日改めて区域の指定について事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。これ、お手元の別図1ですかね。じゃあ説明をお願いします。

### 総務課長

それでは説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、豊が丘地区の住居表示の実施区域案に係る説明をさせていただきましたけれども、字の飛び地となる土地や字の区域の整理といった内容を含めての説明でありましたことから、審議会で判断いただくにはあまりにも総合的すぎるという御意見を頂戴しました。この点を踏まえまして、もう少し整理をした説明をさせていただきます。

前回配布の資料5をご覧いただきたいと思います。

1頁の住居表示に関する法律ですが、第2条第1号に、街区方式による場合の住居表示の方法として、「町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合における」と、云々と定められております。

このことから、道路等の恒久的な施設等で街区を区画することを原則として、実施区域案を検討すると、別図1のとおりとなります。これが別図1でございます。

しかし、この原則による実施区域案でありますと、外周部に住居表示を実施しない建物が多数発生し、豊が丘地区内に、実施する区域と 実施しない区域が存在することになり、地区全体としてのまとまりが なくなってしまうことになります。

もう一度、資料5をお願い致します。2頁の住居表示に関する法律第5条第1項でございますが、よろしいでしょうか。「街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。」とあります。

また、資料の5頁ですけれども、資料5の5頁です。街区方式による住居表示の実施基準、というのを用意してございますけれども、「街区方式によって住居を表示しようとする場合において、その区域内の町、字を含むんですけれども、この区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町の区域の合理化に努めること」とされております。

それから、(1)の、「町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線

路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。」また、(2)のイ「町の形状は、その境界が複雑に入りくんでいたり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。」との(1)と(2)に適合しないものがあるときには、地域社会の実態等に即しつ、街区を、つまりは住居表示の実施区域をできるだけ合理化するよう努める必要がございます。別図1において外周部に残った建物に関連した宅地等を含めた範囲で実施区域案を検討したのが別図2で活びいます。別図2こちらでございます。道路等の恒久的な施設等で区の区画ができない所は、隣接する土地の境界線をもって実施区域の外周としておりますが、この手法につきましては、三重県にも確認の外周としておりますが、この手法につきましては、三重県にも確認の人間としておりますが、この手法につきましては、三重県にも確認の人間としておりますが、この手法につきましては、三重県にも確認の人間としておりますが、この手法につきましては、三重県にも確認の人間に対しているものでございます。

前回は、字北山のエリアや飛び地となる箇所の合理化といった内容を含めまして、総合的な説明をさせていただきましたけれども、別図2の範囲以外に宅地が広がる可能性は低い状況にあると思われます。

なお、この範囲は、既にお渡ししてあります図3ですね、これでございます。図3で説明をいたしました茶色とウグイス色のエリア並びにそれから図4以下で、航空写真がございます。このエリアと同じでございます。前回も外周部のお話もさせていただいたんですが、この外周部の整理について北側と南側の考え方に差をつけているものではございません。

よって、ほぼ宅地造成が終了した現時点での豊が丘地区の実施区域案としてみて、住居表示の実施が必要な範囲は、別図2のとおりであると事務局としては考えております。以上でございます。

#### 樹神会長

はい、いかがでしょうか。

別図1のように、いわゆる対象になっている区域に隣接して施設や 住宅等があるということで、そのことと街区方式による住居表示実施 基準を合わせて考えると、ご提案のようになるということでよろしい ですかね。いかがでしょうか。

じゃあそのような説明で区域については、審議会としても了解する ということで、特に異議ございませんか。じゃあそのようにさせてい ただきたいと思います。

そうすると答申案について今日は私の、何というか想像よりも非常に早く進んでしまっているというか、進んでいるわけですが、説明をさせていただいて、御審議いただきたいと思います。前回の審議会において事務局のほうで素案を作成いただくようにお願いをしまして、素案の作成をしていただきました。ただこの間の審議に関係して、一応私審議会の会長ということになってますので、私としてもどうするかということで、必要な修正、手を入れさせていただきました。その過程で、ある意味では審議会に直接出ていない、いくつかの情報や資料も見せていただきました。これ読んでいただくと、必ずしも直接審議会で、附帯意見等の所もコミュニティバスと書いてあったりして、

必ずしもこの審議会に出ていないようなことも出ていますが、それは まあ少し色々私としても考えて入れさせていただいたことでございま す。

それと、その過程でですね、私宛ということなんですが、審議会会 長宛に陳情書が一通まいっておるということが分かりました。これも 一つの情報として市から頂いております。ただ、これによって何か結 論が左右されるとか、そういうことはもちろんないし、またそういう 投書ですので個人情報の観点もありますし、そういう事実の御紹介に 留めさせていただきたいと思います。市のほうとしては、私の要請に 応じて当初作成するにあたっての必要な意見、必要なというか、情報 の提供をしていただいたということでございます。よろしいでしょう か。

素案の基本的内容は変えてませんが、構成はかなり、かなりでもないですが変えた所があります。最初にですね、会議の概要をですが、これについては、この通りでありまして、12月22日に諮問を受けて、13日、そして今日ですね、1月30日、3回目の会議を開いて審議を重ねてきたということです。住居表示審議会そのものが市町村合併以後開催されていませんでしたので、歴史的経緯を含めてですね、当局から説明を受けて、どのようにしていくかということについて審議をしたということでございます。

津市における住居表示についての現状でございますが、過去に9回にわたって住居表示整備事業がされておるということでございます。ただ、津市の場合はですね、議決、住居表示というのは最終的には市長が提案して議会で議決される必要があるんですけれども、これ最初の審議会の時に市にお配りいただいた住居表示についての法律ですかね、法律でそういう手続きが決まっております。ただまあ議決までしたんだけれども、現在実施されていない地域があるということで、そういう状況にありますっていうのが一つです。

それと、過去において住居表示の実施の要望が出されたけれども住居表示審議会で十分、街区が密集していない等の理由で見送られた、住居表示審議会で見送られた地域が、これが半田地区、藤水地区っていうんですかね、橋南地区等ということになります。

現在要望のある地区として高野尾町の一部、豊が丘地区と高茶屋地区の一部ということでございます。高野尾町については皆様ご承知のように団地の開発がずっとされてきまして、お聞きすると例えば津市内の団地でも、例えば南が丘などは最初に町名を変更してというかですね、した上でやられているようで、そういう点では豊が丘地区とは状況が全く、全くというか大分住居表示という点では違うということによってす。なに分にも、多分この豊が丘地区の開発が早かったことのようです。なに分にも、多分この豊が丘地区の開発が早かったということのですね、そういうことをせずに開発が進んでしまったということの一つの反映かもしれませんが、その中で色々要望がございまして、今回の審議会に至っているということです。高茶屋地区は既に実施された地域もあるんですけども、中勢バイパス等のことがありまして見送られた地域があるということでございます。

会議ではですね、先程言いました第一回目に説明してもらって二回目に、当初は論点整理というつもりで自由討論をさせていただいてですね、欠席した方が2名程みえましたが、その方達も文書で意見を出していただいたということと、委員さんの中には当該地元で色々意見を聞いて、状況を聞いていただいて参加していただいたという状況であります。

主な意見としては、ここに書いてある通りで、わかりやすい住みやすいまちづくりのために住居表示実施は必要であるとかですね、地元住民の意向が一番重要だとか、自治会の意見を尊重すべきだとかですね、普通に住んでる限りは問題は無いとしても東日本大震災後の日本というのは、なんかあった時に地域社会がどれだけ動けるかということが一つの大きな課題になっていますので、そういう点で住居表示も必要なんじゃないかというような意見が出されました。

具体的にこの審議会の委員さんの間で確認出来た事というのは、やはりここにありますように救急車、配送業者あるいは地元の中学校の先生の家庭訪問等々で問題があるということや、特に自治会の役員さんをやった時に大変苦労するという体験が、地元の方からの聞き取りの結果として出されました。ただその一方で、住居表示の実施に伴う手続きの面でですね、高齢者の、特に高齢者の方に負担が大きいというふうな意見も出されました。ただ地域社会が住居表示を通じてですね、色々連絡等しやすくなれば高齢者の方にとってもメリットがあるのではないかという意見が出されました。

地元の要望という点ではですね、一つは自治会さんからの要望が強いという、この審議会で議論してる限りは強いのではないかということと、豊が丘地区のアンケートについては会長さんからの発言ということなんですけども、市が実施したアンケートについては資料が出されておりまして、色々必ずしも単純な賛否のアンケートではないので解釈は多様に出来ると思いますが、そういう意味では賛否ということがどうかは別として、推進を可とするという意味では、推進を可とするものが多数か少数かという点では多数だろうということで、審議会としては判断したというふうに言えるのではないかと思います。

しかし、同時に問題点も色々出されておりました。一つは個人商店など事業者にとっては住居表示実施に伴って色んな印刷物を変更する費用がかかるのではないかということや、一人暮らしの老人の方や車の無い人にとっては、住居表示が分かり易くなることはよいかもしれませんが、一人で各種手続きを行うというのは非常に難しいのではないか、特に例えば金融機関に行くっていうような場合には、通帳を預けるわけにもいかず機密性が高い情報も中にはありますので、その点なども考えるとですね、ここをどうするかという意見も出ていたように思います。

さらに言うとやっぱり豊が丘地区の開発が少し今日見ていただいたように周りは田畑ということで、他の市街地と隣接していないということもあり、車の無い方が移動しようとすると、なかなかやはりそれはそれで不便な面があるということでございます。つまりそういう支

所等、各種手続きを行う機関が近隣には無いとか、公共交通機関の利用にも課題が多いっていう、そういう地区の特有の状況も指摘されております。

また全体として推進は可というのが審議会の判断だと思いますが、 市のアンケートを見ても、住居表示の実施に反対する人の数自体は三 分の一を超えておりまして、これはこれでやっぱり注意しなければい けないかなあという、単純な賛否だけ見ると反対の方が解釈によって は多いとも言えるんですが、そこよりも推進を可とするということで 審議会としては進めてまいるということでございます。ただそのこと や、あるいは今言った色んな問題点については、市としてというか、 市長さんとしても重く受け止めていただきたいというふうに思う点で ございます。そういった意味でこれらの問題点、反対意見の対応を求 めるために審議会として諮問とは別に附帯意見をつけるということに なったと思います。それはある意味では、諮問内容とは関係がないと いうと言い過ぎですが、本体ではないんですけれどもやはり委員さん の聞き取りによってもですね、色々問題はあるということなので附帯 意見をつけさせていただくということでございます。それを条件にと いうとちょっと言い方強いかもしれませんが、その附帯意見をつけて ですね、その限りでは全員が住居表示について、特に豊が丘地区につ いては賛同したという、こういうことになったのではないかと思いま す。

高茶屋地区については要望もあるようなんですが、その点を確認をしていきながら判断をしていくというのが必要だろうということと、区域指定済で未実施の区域や過去に要望があった地域はですね、現在では強い要望が無いようですので、推進は困難だろうというふうに考えるということです。

結論としては住居表示を実施する市街地の区域の指定については高野尾町の一部、豊が丘地区で住居表示を実施する市街地の区域の範囲は、ここにはこういうふうに書いてありますが、先程のご説明の通りの区域でございます。住居表示の方法についてはいわゆる街区方式で行うということ。

附帯意見ですがそういう意味ではこの答申は附帯意見と一体の物として市に提出をされるということになります。住居表示を実施する場合において当然に住所変更等の手続きが伴うということですね。これは豊が丘地区の特徴ということなのかもしれませんが、市の支所や他の機関、金融機関とかですね、そういった出張所が、そこの代行的に手続きを行えるコンビニエンスストアとか、そういうのが周りに無いという、そういう点で、地理的な条件ということですね。もう一つは、特に車乗られる方はそんなに問題無いというふうに思いますが、例えば私のように運転免許証は持っているけど車には不適合と自ら判断して乗らないか、環境を配慮してハイブリットの電気自動車も高くでして乗らないか、環境を配慮してハイブリットの電気自動車も高くとび乗らないので歩いてる人もいてですね、そういう人から見ると、やはり公共交通機関がですね、利用がやはり不便な面もあるのではないかということです。それへの対応がやはり必要だろう、特に市などにお

聞きしますと、高齢化がこれはどこの団地でもそのようですが、進んでいるというようなこともあってですね、自治会の会長さんからは色々そういう点で自治会としても配慮していくということを言っていただきましたが、市のほうにもですね、ここでは三点要望を附帯意見として付けてあります。

一つは住居表示はですね、例えば政令指定都市では、京都のように 伝統のある地を除いては、ほぼ全てやっております。しかも津市のよ うに総務課というような所ではなくて、市民課とか、要するに戸籍関 係を扱う所とかまちづくりを扱う所で多くの場合やっております。そ ういう所ではこれ簡単に検索してすぐわかりますが、すごく充実した ホームページ、住居表示自体ホームページを持ってまして、もちろん 住居表示実施証明書もですね、オンラインで手続きは出来ないような んですが、なんていうかそれを郵送で取り寄せることが出来るという ふうにはなってる所もあるようです。あるいは、実施にあたってのQ &Aなんかもそういうとこに出ていますので、この辺だと岐阜市です ね、県庁所在地でいうと岐阜市とか大津市さんなんかがやっぱり市民 課みたいな所でやって、ここになるとあんまりインターネット上は情 報は充実してないんですが、住居表示の説明だけではなくて、住民の 手続きの利便をはかるという視点、あるいは不安に応えるという視点 から色々情報も出されているようですので、その点について検討して 欲しいというのが第一点目です。

二点目はやっぱり高齢者が多いとか交通手段が不便とかいうことがありまして、少なくとも市自体はですね、出掛けなくても出来る様な措置をとるべきだというのが一つですね。

もう一つは、先程言いましたように住所変更に伴って変えなきゃいけないものは市だけではありませんので、他機関への協力などもですね、要請する必要があるのではないか。ちょっと市町村合併の時とは違うとは思うんですけども、市町村合併の時は別に住民がほとんど何もしなくても自動的に住所が変えられたんですよね。住所変更するか市町村合併っていうことについて何か特別に住民が負担したということはほぼ無いと思います。私自体久居に住んでて、津市になりましたので、ほとんどすべての物が自動的に津市何々町というふうに変わっております。住居表示の場合そのような協力確保が可能かどうか私良く分かりませんが、例えばそういうことが一つあります。

もう一つが、そうは言ってもそうはならない物もあるのかもしれません。直接出かけなきゃいけないと。お聞きすると、やっぱり三重交通さんのバスだけではなくて、例えばコミュニティバスがあるのであれば一時的にある期間、例えば、1年間なら1年間路線を変更してそういう便宜を図るとか、そういうことも考えていく必要があるように思います。

そういうことで、そういう附帯意見を付けて、推進が多数であること、地元の要望が強いこと、また、委員の意見の間では必要性があるという意見が出されたことなど総合的に判断して以上のような答申を市長に提出をしたらどうかというのが提案であります。

いかがでしょう。はい。

### 今井委員

すみません。第2回は欠席させていただいて、文書で、参加するつ もりだったんですが、やはりこの場に居ないとなかなか会議の実際の 進捗状況は分からなくて、大変分かりやすい説明でもって納得したと ころです。

第1回12月、それから1月30日今日なんですけど、私、ちょっ と違うんですけど今日の会議と、地域審議会のほうの委員もやってま して、そこだと2か月に1回、あるいは飛んで2、3か月というとき もこれは年度変わりという時には、かなり3か月飛んだりするんです が、この住居表示については、このようなスピードの速い会議として ちょっと私も早いなあ、これは何か急ぐべきことがあるのかなと、議 会に送るためなのかなと。

#### 樹神会長

いや、それは全然なくて、実は、最初私言いましたように、13日 の時にいろんな論点を出していただくということだったんです。だか ら、そこで色々意見が出てれば、その論点をもう少し時間をかけて慎 重に審議するということに多分なったと思うんですが、要するに附帯 意見のような問題点は出されたんですけれども、全体とというか、ほ ぼ警察の方が一番慎重だったように思いますが、その他の方は、例え ば倭委員などは直接行っていただいて、色々問題点も指摘していただ いたんですけども、必要性についての声も聞いたということで賛同し ていただいたというふうに受け止めておりまして、そのような意見を 含めて賛同する意見しかなかったんです。それで私自身はこういう問 題だからちょっと何か色々私の経験から言っても、もう少し意見が出 るのかなと思っていて、市のほうにもこれをお引き受けする時に地元 の状況どうですかというのを聞きました。ただ説明会は何回かされて いるということなので、それなら一応色々な意見があるということを 知った上で、市のほうもやられているのかなあということもあって、 お引き受けしたんですけども、だから急いでいる訳では全然ありませ ん。ただ皆さんが賛同しているものについて引き延ばすというのも、 ほとんどこれも同じように理由が無いので、何というかなあ、答申案 の審議をしましょうということで前回決めさせていただきました。だ からそういうことですよね、これが30日になろうが、例えば2月の 5日、7日になろうがほとんど大きな違いは無いというふうに思いま す。

#### 今井委員

そうですか。でしたら議会に提出するから急いでいるという訳では ないんですね。

# 樹神会長 今井委員

議会、いや。

# 樹神会長

この回数がちょっとあまりにも近々に行われてる感じなので。 ああ、それは。

# 今井委員

諮問委員会の会議としてはスピードが早過ぎるなというのがちょっ と最初に思いまして。それは無いですね。

#### 樹神会長

それは無いと思いますけどね。ただ私から言うと、確かに月に一回 とかいう、まあ多くてですね、そういうペースが普通といえば普通な んですけども。

今井委員

普通ですよね。

樹神会長

ですけども、ただ色々議論して、ある一定の方向が出てるんであれ ばそれは、そこ自体は特に問題だというふうには私自身は考えてない ですけど。

今井委員

わかりました。

続いて、そしたら本題に入りたいんですけど、だから特に問題が出 ないというところなんですけど、私にもそれは言えてまして。

樹神会長

特に問題が出ないというと。

今井委員

賛同以外で大きく支障の出ることがないので進むべき。

樹神会長

いや、支障は出るという意見ですよ。うん、だから要するに高齢者 にとっては色々問題があるのではないかということで附帯意見まで付 けてるので、支障が無いとは全然この審議会では考えてないです。審 議会というか、この審議会のまとめとしては住居表示をやることにつ いて、特に豊が丘地区でやることについて、全くスムースに出来ると 考えてないので附帯意見を付けているんですけど。

今井委員

言い方が悪かったんですが、先程おっしゃったように、賛同意見の あるものについては、特に進めても良いのではなかろうかっていうふ うな事をおっしゃったと思うんですけど。

樹神会長

ええ、そうですね。

今井委員

賛同とか反対というよりも、私自身が部外者ですので、どの辺まで 地元の意見をここで自分が代わりに述べられるのか不安で、非常に慎 重にすべきだと第一回目に言ったと思うんですけれども、そのアンケ ートの結果を受けて。

樹神会長

ええ。

今井委員

それから、二回目の時は欠席しましたけど、それまでに地元の意見 を少し聞いたんです。毎回努めようと思っているのは、また地元の人 の意見をこの1カ月半ぐらいですからしれてますけども、居住者の方 と2人、親戚関係の夫婦と男性の方と2者に聞き取りができたんです が、する必要が無いという意見でしたので、高齢化というのは70歳 以上の方を想定されているのかもわかりませんけども、ほとんどの方 が60代以上だと。私の聞いた方はおふた方とも60を超えられてい て、おひと方は運転免許が無い方で、どこにも行ったり気軽に出来な い地域であるということを非常に強く申し上げられました。それでも う一度第一回に戻って私なりにアンケートの結果を、第一回でも申し 上げましたけど、もう一度振り返ってみたんですね。そうすると戻っ て悪いんですが、思わないと、ときどき思うっていうところの、全部 は足さないで曖昧な方は半分に割って計算しますと、賛成は51.5 %

樹神会長

分ります。ただね、アンケートの解釈は、私がどうしてその3分の 1の反対があるということを言ったかというと、恐らくそれ、よく分 かるんですが、ただ市のアンケートは賛否を採ってないんですよ、ポ イントは。賛否を採ってないものの中間意見をどの様に解釈するかと いうのは恐らくね、意見が分かれると思います、この委員会でずーっ と議論していくと。議論しても良いんだけれども、ただ私、そこにポ 今井委員 樹神会長 イントがあるとは思ってません。率直に言って。 私も思ってません。

思ってませんが、ただ、市のやっていただいたアンケートで問題があるとすると、一つはこれ、手元にあるのを見ていただきたいんですが、賛成か反対かだけだと反対のが多いんですよ。10%ぐらい多いんです、多分。私、うろ覚えですが。ただ、そこはやっぱり考えていただく必要があると。ただ、今日の書き方の、だから賛否の問題にしてなくて推進を可とするかどうかという書き方になってます。ですから、その中間的な部分の解釈は色々私は出来ると思うんですけども、ただ、そこを議論していくと恐らく確かに人によって意見は分かれるので、それをもう一回やれといえばやりますけれども、ただ、私としてはそこだけであればあまり、何というかな、元々解釈が分かれることについて議論をしてもあまり意味は無いんじゃないかというのが私の意見なんですよ。

今井委員

これを議論しようとは思ってなくてですね、すみません、言い方が 悪かったんですが、これを見てもう一度今日も議論すべき、事項書の 最後の附帯意見の4頁の所を見てたんです。だから話を最後まで聞い てもらえますか。すいません。4頁をご覧いただきたいんですが、地 域地元の賛成意見をこういうふうにしたら良くなるという意見は聞い たんですが、細かい反対意見のほうは附帯意見のほうに付けられている、不便ですね、実際に生活者の方が不便や不利益を被るところはる 出ております。4頁のところの、「しかし」から始まります個人の お出ております。4頁のところの、「しかし」から始まりして を人の方や車の無い方、高齢者は1割と聞いていますので、600人 以上。それと車の無い方や高齢者という観点ではないが団地に住まわれている方は30年位前に建った団地開発ですと、やっぱり60歳を 超えられているのが普通と考えます。60歳以上の方と車の無い方を 台わせて、1000人弱としてもですね、その方々の意見や声がね、 きっちりと届くように、私慎重にすごく進めて行きたい。

例えば附帯意見がもっと強くですね、例えば、コミュニティバスの検討ではなしに、コミュニティバスのきちんと当該地域に発着する、きちんと来るという保証ですね。私がここの住民だったら附帯意見がこのくらいでは納得しないかも知れません。やっぱり手厚い行政の保護ですとか協力とか援助があっての、納得しようかなっていうところもありますけど、実際これで来てるので、自分がですね、その住民とすると最新のナビゲーターで救急車も警察の車も来ることですし、その不便を感じてる方の実際の声が同じぐらいの量で、地域地元の賛成意見は沢山お聞きしたんですが、反対意見のほうのもっと内容を細かく知りたいなと思うんですけれども、それを附帯意見のほうにつぶさに反映していただきたいと思います。

樹神会長

わかりました。どうしましょうか。ちょっと私ね、今、委員が言われたことで、議会のために急いでいるんじゃないかと言われたところは、私もしそういう疑いがあったら会長を辞任させていただきます。

今井委員

いえ、それは違います。

#### 樹神会長

いや、それはねえ、違うんじゃなくて、やっぱりそういう疑いを持たれているという事自体が問題なんですよ、私について。全然全くそういう運営していないのに。全員の意見を聞きました。委員は今そう言われますが、二回目の時には自治会長の意見に従いますという意見にで、それで私はやっているだけで、それを何か議会に向けて私がですね、駄目にするかのような運営をしてるという、一人でもそういう疑問、他の方なら良いですよ、別に。委員さんの中から出るのであれば私は辞任させていただきます。それは謝っていただいても私はお認め出来ません。やっぱり私、かなり公平に運営についてはやってきたつもりです。全員の意見をお聞きしました。私の意見は一言も言ってません、ある意味では。にも関わらずそのような意見が出るのであればそれは私は、委員長に対するリコールだと思います。

# 今井委員

違います。

#### 樹神会長

いや、そんな単純な問題じゃないですよ。そういうふうに言われますけども。こういう審議会の運営で、確かにテンポは速いですが、ある特定の結論を得るという目的のためにあなたはやってるんじゃないかと、そういうふうにお考えになってないかもしれませんが、言われた訳ですね。それは、全く私にはそれに対する誹謗中傷としか思えません。率直に言って。

他の委員さんどうですか。はい。

#### 青木委員

私もずうっと3回出席させてもらってですね、会長さんは公平な、公正な運営をしていただいております。先程委員おっしゃいましたけども、その内容というのはですね、この住居表示じゃなしに、津市の市政に対するサービスの内容の一部であると思います。ですからここの部分では市のサービスの中の部分での要求、要望だと思うんですけども、この住居表示に関しての審議会での御意見としてはあまりにも不適合かなとうような気がいたします。というのが私の意見でございます。

#### 樹神会長

ちょっとお一人づつ、せっかくの機会ですから、私の議事運営も含めて御意見言って下さい。

では、ちょっと生川委員はちょっとあれなので、瀬尾委員から順番 に、最後に生川委員で。

#### 瀬尾委員

私も第二回は所用で欠席させていただきまして、先程の委員の立場と一緒だと思っているんですが、私も会長さんの議事運営に関しましては、公平に、余すことなく議論いただいていると思っております。コミュニティバスの関係ですとか、附帯意見につきましては議論する中の意見でございますので、ここでしっかりと附帯意見の議論をすればいいのではないかというふうに思っております。

#### 田辺委員

折角ね、賛成という意見がまとまったのに、今更という気もしますけども、附帯のほうに意見として付けてもらってありますので、それを重視して進めていければ良いかなと思いますけれども。

#### 前川委員

前回の時に、もう結論が出た。特に、賛成のほうの意見以外ほとんど無かったということで、スピーディに進めていただくのは私は一向

に構わないと思います。むしろ行政の部分で遅いということを言われることが多いんですので、決まったことをどんどんどんどん進めていっていただければというふうに思います。はい、以上です。

#### 倭委員

私はですね、今井さんと同じように地元の方にお話を伺って、前回 こちらでこの事業をやっている方の意見を述べさせていただいたんで す。その反対意見は私も同じようにとても大事な意見だとは思うんで すが、この審議会の趣旨というかですね、一人ひとりの反対意見を全 てフォローするための会議でもないのかなというのは前回感じたのは 事実なんです。ですがその反対の意見をここで紹介をしてですね、そ れを考えていただくのはまた市のほうのお仕事かもしれないし、どち らかというとやっぱり、やっていただきたいという要望がとても強い からこの会議が行われていると私はすごく感じまして、会長さんもそ の意見をすごく酌んでいただいてましたし、私のたどたどしいお話も しっかり聞いていただいて、ものすごく公平に会議をされていると思 います。進めていったほうが私も良いなと思いましたし、色んな救急 の場でも困っている方が沢山いらっしゃるので、ですから今更ほじく り返してという言い方も変ですが、要望があるんであれば私はどんど ん会議をして、まずは進めていってもらいたいなというのが率直な感 じです。だからその今井さんの市民側の気持ちに立たれるのは、私も どちらかというと市民側の意見のほうが強いんですが、またそれはそ れでどこかで反映できる場所があるのではないかなと思います。この 会議じゃなくても出来るんじゃないかなっていうのを。でも反対意見 を紹介していただくのは良いとは思います。以上です。

### 樹神会長 川井委員

じゃあ、ええと。

まず、会長さんの進行につきましては私個人的には不満を持っている訳ではありませんし、きちっと公平にしていただいてきたと思っております。まずこの市長の諮問の内容、住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について、ということについてこの審議会で審議をしておるということですので、この地区について概ね賛成の方向で今進んでおると。それについて色んな各個人個人の不平や不満という、当然このアンケートの内容を見ればあろうかと思いますので、その個々の内容については別途市のほうで対応していただくこともあるかもわかりませんが、この審議会としてのその進め方、結論というのについて特に不満を持っている訳ではありません。

#### 大堀委員

私としては、前2回に色々意見はさせていただきましたし、公平な 観点で意見を言わさせていただきました。それに対して会長さん自身 はですね、それぞれの意見を真摯に受け止めて、整理しながら進めら れたというふうに私は認識しております。やはりこの審議会で一番や っぱり大事なのは、今概ねこの地域の合意が得られているからこの審 議会が開催されているのだろうと、こういう大前提なのかなと私は認 識しています。自治会長さんのお話、あるいは、このアンケートの結 果、こういったことを相対的にこう判断すると、やはり推進すべき方 向にあるのかな、という判断で良いのではないのかなというふうに考 えているところですので、結果が早い遅いという問題ではないのかな と、整理がつけばそれはそれで良いんじゃないのかなとといふうに考えます。以上です。

### 樹神会長 生川委員

じゃあ、生川さん。

一番注目を浴びている自治会の、私のほうがこれを進めて行くに当たってですね、地元では非常に丁寧に進めてきた。20年も前からこういう問題が起こってて、それが、私が自治会長を引き受けた中で、やっぱり20年もほっておいて、ずるずる行くのは大変やなあということもあって、じゃあ取り上げましょう。そやけど住民の皆さんが反対をするのなら進めません。各地区で何回もそういう会合をやりながら出た結論は、やっぱり進めてほしいというのが多かったわけです。ですから、反対があったらしませんよという前提で説明会をしてるわけです。

市のアンケートでも3分の1が反対と表現してありますけども、これ100%やないんですよね。回収率53%の中での3分の1なんですよ。私どものアンケート採ったり、色々な説明会の中で、自治会長は推進をしたいと、自分たちが自治会長を、色んな役を、役職といますかね、自治会の役員をしていく中で行政の担当者と色々話をして、その結果こういうような賛成の皆さんが、例えば豊が丘でもして、その結果こういうような賛成の皆さんが、例えば豊が丘でもして、その結果こういうような賛成の皆さんが、例えば豊か丘でもな投票行動では50%ぐらい、いつも。どういう選挙でも50%ぐらい。投票率にしたって。ですから反対の方に、このままで意思表示をいる投票で進めて行くことは、自治会としては非常に困るので、をされないで進めて行くことは、自治会としては非常に困るので、皆さんの意思表示が無い時は賛成とみなしますよ。必ず意思表示をしたおいということで自治会は100%近いアンケートの集計をした結果で80何%、賛同を得ている訳です。

だけどそれに対して、反対される色んな意見があるんですが、デメリットの部分は、自治会の役員が中心になって出来るだけ解消するように交渉していきましょうということもあって、今日は持ってきてはないですけども、デメリットの意見は全部集約してあります。解決出来るものはどんどん解決してる訳です。ここに附帯意見として、3番目ですか、コミュニティバスのことが書いてあります。コミュニティバスについても市と何べんも交渉し、それが駄目なら自主運営をしましょうというところまでいって、実は先週土曜日もコミュニティバスの講習会に出てるわけです、自治会の役員が。出来る方法を模索しているんですよ。

ですから皆さんから頂いた意見の中でデメリットの部分を解消するためにですね、個人商店が非常に困るという部分も、何とか税制上の優遇処置が出来るんやないかということを聞いたりですね、色々な事をやってる訳ですよ。ですから私たちは、反対が多いとかっていうのはちょっと考えられないんですけどね。私どもは前回に意見を頂いて、これは推進をすべきやということで、大変有難く思っておりますし、昨日も会長会議、全部会長を集めて、これはきちっと報告してデメリットの部分はこの部分はこういうふうに解決しようやないかとかいうようなことはいまだに続けてます。

樹神会長

ありがとうございました。どうでしょうか、今の全体を聞いていた だいて今井委員のほう、今現在としてはどんな御判断でしょうか。

今井委員

もう私の口走った素朴な疑問が会長のリコールにまで発展するとは 思いもよりませんでしたので、ただ、スピードが速いなと言ったこと をそのように受け止められるとしたら、私のほうこそ辞めさせていた だきます。

樹神会長

まあ、辞める辞めないは。

今井委員

辞めるとおっしゃったので、それを言うなら早急に御判断なされた 私の意見に対しては、何かこう胸に残るものをお持ちだとしたら私の ほうで辞めさせていただきます。

樹神会長

いや、ちょっと私も言い過ぎました。申し訳ありませんでした。ただ私としては大変申し訳なかったんですが、一つ素朴な疑問だったということだと思うんですけども、私としては公平にやってきたということをぜひ理解してほしかったということでございます。ですから、ちょっと私も大人げなくて、辞める辞めないっていうふうに言ってしまったことについてはこの場でお詫びいたします。ですので辞める辞めないっていうのはあれなんですけど、審議会の今後の運営を考えていくとですね、いくつか選択肢があると思います。

一つはこういう結論を出したんですけども、今井委員の問題提起等 もありますので、一つはそこを重く受け止めて、もう一度議論をする というのも一つの方向かと思います。

もう一つは今井委員の意見は意見として受け止めるとして、ただ、 やっぱりこの間の審議で一応賛同の方向になっているのでそこは変え ないんだけれど、その附帯意見の部分についてですね、もう少し細か くしていくためにもう一度議論するなり、必要な意見聴取を行うとい うのが一つの方向だと思います。

3点目は、私も多少悪くてですね、今井委員には大変、せっかく出ていただいて不快な思いをさせてしまいまして、申し訳ないと思っておりますが、そう言っていただいたことも含めてですね、市長に伝えることを含めてですね、一応今回の原案通り審議会としてはこの方向で行くという、およそ大体3つぐらい方向性があると思うんですが、いががいたしましょうかね。

倭委員

ちなみにですね、私が前回意見を言わせていただいた時に、住民の 反対の意見を言ったことで、こういう附帯意見を付けていただきましたよね。それなら今井委員が聞かれた反対の意見の内容とか、昨日会 長会議であったときのデメリットの内容とかですね、また新しい反対 の意見があるならまた聞かせていただいて、それで附帯意見として何 かまた。

樹神会長

そうですね。

倭委員

増やせるものがあれば。

樹神会長

追加で今日出来る範囲はそういうことなんですけども、そうすると 新たにそういう機会を設けることまでは必要ないですか。

倭委員

どうでしょう。その量がちょっとわからないですが。

樹神会長

だから、私としては、もし附帯意見を付けるということを精度高く

するというのであれば、今日今井委員がお聞きしていただいたことを もう少し言っていただくとか、そういうことで足りるのかなと思って みたりもするし、あるいは場合によっては市のほうで説明会自体はし ていただいているんですよね。

# 総務課長 樹神会長

ですから、説明会で出た意見がどういうものがあるかっていうのを 紹介していただいて、していくっていうのも一つの方法かと思います。 だからそうすると、もし附帯意見だけの問題だとすると、そこからま たやり方は、私は一体のものとして捉えてきたので、もし附帯意見を もう少し議論する必要があるのであれば、そこが固まるまで諮問はし ないというのが一つの案だと思いますし、それならば本文と附帯意見 を切り離してしまうというのも、もし今井委員も附帯意見というか、 不安に思っている人に対するケアを問題にされているのであれば、む しろ答申は答申で出して、附帯意見は別に出すというのも一つの方法 かと思います。

だから、答申は附帯意見と一体方式でやるか、分離方式でやるかと いうことにもなってくるんですが、ちょっとまだ時間がありますので、 今井委員、もうちょっと聞いてきていただいたことを御紹介していた だけますか。ちょっと私、言い過ぎたことについては平にお詫びしま すので。

### 今井委員

私からでなしに、市の意見のほうを、そこに入っていると思うんで すけど、パスポート、要するに手続きの問題なんですね。

樹神会長 今井委員 パスポート。

樹神会長

ええ、パスポート、年金、保険証、それから、銀行、郵便局。 そうですね、じゃあ。

今井委員 樹神会長

生活にまつわるすべてのことなので。ケースを。

わかりました。はい。そこは最初のときに若干どういう手続きが住 所変更の時に必要かということで出していただいた点を、もう少し詳 しく説明してほしいということですかね。

# 総務課長 樹神会長 総務課長

議長すみません。

はい。

一番最初の、第一回の審議会の時に資料3をお示しさせていただい ております。16頁、17頁のほうで概要的に御説明をさせていただ きました。

市のほうで、職権で変えられるものにつきましては、16頁に列記 させていただいてあります、住民票、それから印鑑登録原票、それか ら戸籍、それから選挙人名簿など、こういたったものは職権で訂正で きます。その他、市役所の所有しているデータで、自動的に必要な部 分が訂正できるものについてはやらせていただきます。

それから17頁のほうで、御自分で住所変更していただくものとい うことで、運転免許証の本籍とか住所変更、それから土地、建物等の 不動産の所有者の表示変更登記、それから会社などの法人及び代表者 等の住所変更登記、それから会社などの法人及び代表者等の住所変更 登記、それから自動車の車検証の住所変更、それから厚生年金、国民 年金、共済年金、各年金受給者の住所変更、それから各種健康保険の 住所変更、それから市発行の国民健康保険証、各種受給資格証等、そ れから時期的なものによっても色々変更するものがございます。それ から先程おっしゃられたパスポートの関係とか銀行ですね、それから 生命保険の類ですね、そういうものは御自分で手続きする必要がござ います。

私どもは去年8月後半で、これよりもう少し内容の濃いQ&Aを含めた資料を御用意させていただいて、説明会をさせていただきました。説明会の参加者が若干少なかったこともございまして、アンケートを配布する時にその内容のダイジェストを折り込みまして、封書で各世帯へは全て送らさせていただきました。ですので、何をしなければならないかという、本当の細部に渡っては説明しきれてないですけども、こういうものは市で変更いたします、こういうものについては御自分で変更なさる必要がございます、という伝達はしたという結果はございます。

#### 樹神会長

多分、その中で今井委員が聞いていただいた中で特に不安が高い、 不安が高いというか負担感が強いものとか、とても自分では出来ない みたいなことを言っていただいているものは何でしょうか。先程附帯 意見の中で言ったように、私自身はまだ年金とか貰ってないので、非 常に個人的に考えると、要するに金融機関の住所変更かなという、た だそれも住所変更しなくても何というか、預金自体は有効に継続する と思うんだけども、例えば大きな定期があったりすると、その満期の 通知なんかは来ないかなあとか思ってみたりするんですけども、あと、 車を持ってる人とか、保険証関係の手続きがどうなるのかちょっと気 になっていて、それは要するに身分証明にもなるので、ここがうまく いかないとちょっとやっぱりそれは問題だということになるような気 はしてるんですね。ただ年金はちょっとなかなか微妙な面はあるけど も運転免許ぐらいであれば手続きする所も決まっているしですね、そ れ程秘密性高くはないと思っているし、最寄りの警察署でも出来ます よねあれはね。だから近くにあればそれはそんな負担にはならないの かなと思っているんですが、だから、一概に手続きといっても非常に 秘密性と負担度が高いものとそうじゃないものがあるので、しかも非 常に現実的な話をすると、差し当たり放っておいても社会生活に不都 合のないものと、すぐやらないと不都合があるものと両方あるので、 そこもし分れば、聞いていただいている範囲で何かあればと思うんで すが。

#### 今井委員

とにかく何処に出るのも遠いということですよね。手続きするにも、 全部を一日で終わらせるということが、車の無い方にとっては、まし て高齢者にとっては相当負担である。

#### 樹神会長

それはあのう、コミュニティバスだけじゃなくて、ここに実際に市 で出来るものは。

#### 今井委員

そうですね。考えてもらったら。 市で直接出向いて 支所も無いのでやってく

# 樹神会長

市で直接出向いて、支所も無いのでやってくださいということは、 書き方がちょっと目立たないかもしれませんが、それはこの前も出て ましてですね、入れてるところではあるんですわ。書き方がちょっとそういう意味では弱くなってるかもしれませんが、この5頁の住民が住所変更等の手続きを豊が丘地区で行えるよう、市としての措置というのは、具体的には出向いて下さいという意味なんですね。だから、現地で行えるよう、市としての取り組みぐらいに直すなら直町村合所触れましたけども、そういうふうに出来るかどうかは別として、何かやれること有るのか無いのかなあという、そういうところではあります。もし前の意見がそういうことで良ければここの、住民が、住所変更等の手続きを豊が丘地区で行えるような市としての取り組みぐらいですね、取り組み、他の機関への協力を呼びかけることぐらいにすれば、現地できちっとやるという意味は出ると思いますけども。

### 今井委員 樹神会長

ああ。

ですから、ここで考えたことは、現地で出来るだけ出来るようにすると、そうでないものについてはやっぱり遠いというのは前回の時もですね、倭委員のほうからも出されてますので、そういう交通手段の確保ということで、確かに絶対そうなるのかというと、な離会として、検討を削ってもいいですよね。審議会としては絶対やりなさいとであれば、例えばコミュニティバス路線の設置というふうにして、検討という文言ではないようにするというのも良いと思います。もし今井委員の言ってることがそれで良ければですね、そういう訂正で済むし、からではなくてちょっと地元でもう一回ということになると、本体の答申の部分と附帯意見を分けて出すかどうかということも少し検討する必要があると思います。さらに本体の部分ももし反対ということであれば、それをどう扱うかという、何というか新たな疑問になるんですけど。

### 生川委員 樹神会長

よろしいか。

はい。

# 生川委員

この5の附帯意見でこう、3つ挙げていただいてあるんですけども、 ぜひつけておいていただきたいと思います。それから、各委員の方々 からデメリット出てますけども、例えば金融機関、あそこには郵便局 だけしかない。

# 樹神会長生川委員

そうですね。

銀行は無い。銀行まで出向いて行ってですね、支店開設は無理、出張所開設は無理、それであれば週に何回か、一番近い所は椋本支店なんですよ。椋本支店から係員を派遣するような形をとってくれないかとか、そういう要望は承知しておるわけです。自治会長として。各自治会長も行くときにはそうしておると。色んな、市から振り込んでもらったのを、銀行のATMがありますけども、千円未満からは出ないわけですから、とりあえず会計は支店まで出向かなあきません。椋本支店でとか、津駅の支店だとか出向かなあきません。それを何とか解消してくれという、絶えず、先週も行ってきました。だから、コミュ

ニティバスのこともどんどん進めてまして、実は名古屋大学の教授で、 こういうことで講師をされている方を自治会で呼んで、きちっと具体 的な方法をもっと進める準備をしてます。

# 樹神会長生川委員

はい、分りました。

我々はやってるんですけど、コミュニティバスにしても、市から断られるわけです。こういうのはついていれば大変有難い。

#### 樹神会長

そうですか、ありがとうございます。まあ、しっかりしてもらわないと困りますね、何か私が責められる、色々と。

まあ、そうなんですけども、どうしましょうか。やり方としては、ちょっと本当に申し訳なかったんですけど、今井委員には、附帯意見の表現を強めるということでいいのであれば、そういう方向で附帯意見と一体で答申は出すということになると思います。ただちょっと委員さんとしても議論したので、もう少し自治会長さんの熱意は疑わないにしても、審議会として少し直接聞きたいということであれば少し時期を遅らせて、どういう形でやるか考えることになると思うんですけども、一応それも全く賛否のところからやるのか、そうではなくて、附帯意見の部分についてのみにするのかという問題あると思うんですが、少し何らかの形で意見を聞くような機会を設けるのか、どういたしましょうかね。

私としてはあんまりそういうことで何かまた言われても嫌だし、しかしここまでやっていただいて、もう一回委員さんに色々御足労いただくというのも会長として非常に心苦しいし、非常に迷うところではあるんですが。

#### 今井委員

あのう、急いでやってるから何か申し上げたのではなく、なぜ急いだんですかと聞いただけなので、そこに拘らないでほしいと思うんですけど。

# 樹神会長今井委員

はい。

自治会長さんの今の生のお話を聞いて、また本当に大変だなという 思いを強くしたので、これはやっぱり自治会長さんや連合会長さんや 住民の代表の方で。住民なのですね、住民の方に負担、不安を強いて いるのでなしに、やっぱり市のほうで動いてもらいたいというのが私 今得た結論なんです、自分の中で。どうでしょう、担当のほうから、 代わりの、ケアのほうをきちっと市でやってもらえるならば、住民の 方がこのように、ここまで行政代わりに住民の為に、住民福祉の為に ここまで動いてらっしゃるというのは本当に胸が痛むので、これは果 たして住民の仕事はここまでなんだろうかというふうに私は今思いま したが、いかがでしょう。

# 樹神会長総務部長

はい、どうぞ。

確かにですね、やはり総じて、より良いまちづくりという中での御議論だと思います。地番はですね、土地に配番された番号、それをより多く皆さんが困っていらっしゃる部分がございまして、そういうハードルがございますけども、より良いまちづくりをしたいという自治会の要望がございまして、こういう流れになっていると。それから色々自治会長も、コミュニティバスとか、色んな角度から御尽力いただい

ておるようにですね、総じて豊が丘全体をより良いまちづくりにするがための要望であると、私は認識しておりますんでね、いずれにいたしましても、市長も自らやっていくぞということではなくて、あくまでそういう御意見ある中で、要望書もある中で、今回豊が丘地区だけではなくて、津市全体を住み易くより良いまちづくりをするが為に、一遍聞いてみたらということの諮問でございますのでね、今回高茶屋と豊が丘というのがテーマですけども、どうも成り立つ部分が豊が丘かなということで思っておりますが、いずれにいたしましても、答申を踏まえた中で市長は動きたいということで思っておりますので、種々の対応についても色々こう自治会とか、色んな関係機関とも調整して、市長に尽力していくつもりでございますので、その辺よろしくお願いいたします。

#### 樹神会長

そしたら私、もし市長がそこまで審議会を重く受け止めてもらえるんであれば、何ていうかな、大きな方向は率直に言ってゼロから議論するというのは無理で、各委員も基本的には賛同していただいてますので、賛成という枠組みは変わらないと思うんだけども、ただ自治会でも努力されてるという、そういう中で市はやってくれるという、推進派は推進派で市に対して言いたいということがあるみたいですし、不安を持っておられる方も、それはそれでやっぱり色々もう少し我々考えるよりも具体的に何かあるかもしれないですね。

だから、どうしましょう、私、審議会として何か意見を聞く、公聴 会というのはちょっと、今の時点ではタイミングが遅いと思うんです けども、そういう附帯意見の部分について、何というか意見を聞くと いうことは、あってもおかしくはないんじゃないかと思うんです、今 の議論の流れだと。それを審議会全体でやるかどうかというのは、ま た色々委員さんからすればせっかくここまで議論が出てるのに、忙し い中、業者の方もみえるので大変だということであれば、例えば私、 会長、副会長と、出ていただける方ぐらいで、何ていうかなあ、そう いう基本的には自治会長さんからすれば既にそんなことはわかっとる ということかも知れませんが、改めてそういう、特に附帯意見の部分 について、意見をお聞きする機会を設けていただいて、それを踏まえ て附帯意見を書き直すということも、あってもおかしくはないかなあ というふうに思います、今お聞きしていると。そこまで必要無いとい うんであれば、ちょっとそれが委員さん全体の意見であれば、そこま でしなくて今言ったように附帯意見の中で、今ある意見の中で、「住 民が、住所変更等の手続きを豊が丘地区で行えるような市としての取 り組み、及び他の機関への協力の呼びかけ」それと、「住民が住所変 更等の手続きをするために市役所等に出かけるのを容易にするための 交通手段の確保。例えば、コミュニティバスの臨時の路線変更や新規 コミュニティバス路線の設置」という、これぐらいに留めておくか、 どっちかではないかなあという気がしますが、いかがでしょう。

# 青木委員 樹神会長

どちらかで。

どちらかで、よろしいですかね。

じゃあ、一応、大きくは全員一致で賛同するという方向は変えない

んだけれども、その附帯意見の所について、どうしましょう。私とし ては、もし市長がこれを見て考えられるとうのであれば、逆にこの機 会だから、審議会として色々意見を聞いたという、自治会長さんから も聞くことになるし、あるいは自治会長さんには審議会の委員という 位置付けになるのかどうかわかりませんけども、とにかく附帯意見の 部分について必要であれば、会長が意見聴取したという形でもいいと 思うんです。そうすれば責任の所在もわかるので、そうした上で、き ちっと附帯意見の部分を、その結果私としてこれでいいというふうに 考えればこれでいいということにさせていただきますし、いや、ちょっ と色々実は意見があって、審議会全体としては賛同なのでそこは変え ないけども、附帯意見の部分はもうちょっと強くしようとか、ちょっ と表現は変えましょうとか、ということをさせていただけるのであれ ば、そっちのほうが後々の議論という点を考えてもスムーズにいくか なという感じがしないでもないです。ここで何か雰囲気的には可決す ることはできそうな気はしますけども、ただあんまり禍根を残しても、 しかも大きな方向性というか、枠組みを変えないということであれば、 そこを一任していただけると私としては非常に有難いんですが。

青木委員 樹神会長

私は会長に一任で結構です。

よろしいですか。

はい。

生川委員、それでよろしいですか。

生川委員 樹神会長

皆さんもよろしいですかね。

はい、じゃあちょっとすみません。一応、従って今回の答申案は、原案としては諒とするというか、認めていただいたと。ただその附帯意見の所については、思ってる以上に色々要望とかですね、それは推進される方も推進に慎重というか反対される方にとっても、むしろ附帯意見というのはかなり重要な意味を持つらしいというのが分ってまいりましたので、そこの部分については審議会を新たに開くというよりも、会長が意見聴取して、日程調整させていただいて2月中のいつかの時点で最終的に、2月というか、私の意見聴取が済み次第、もう一度申し訳ないですが招集させていただいて、そこで決めさせていただくということでよろしいでしょうか。

委員一同 樹神会長

(同意)

はい。じゃあ、すみません。大変私の不手際で申し訳なかったですが、一応そのような形でこの原案については諒とすると、ただ附帯意見については更に一層会長として多くの意見を集めて、より有効なものにしていく努力を続けるという意味で、推進の方からも反対の方からも、あるいは迷っておられる方からも、ちょっとその辺は相談して意見を聴取して、私として判断して提案させていただくと、そして場合によっては全くこれと変わらない可能性も、私としてはあるかとは思っているんですが、ただ、やっぱり思っている以上に附帯意見について自治会長さんとしてもぜひ入れてということもありますし、迷っておられる方からすればですね、ここがどういう書き方になるかについて、率直に言って迷っておられる方、おると思うんです私。おると

思いますので、ここの書き方によってかなり印象変わってくるかもしれないですし、逆に、反対される方からみれば、まあ、諒としたこと自体について問題かもしれないけれども、一応会長レベルとはいえ、色々意見を聴取した上での答申だということで、少なくとも手続き的には理解していただけるかなと考えますので、そんなふうでよろしいですかね。

はい、大変あの、ちょっと大人げないことを言いまして、今井委員、 本当に批判して申し訳ありませんでした。お詫びいたします。

ということで、もう一度、私の意見聴取が済み次第、審議会させていただくということで市のほうもそれでよろしいですか、進め方としては。

#### 総務部長

はい。当然、市としては諮問させていただいた以上答申をお待ちするということになるんですが、その流れの次第に応じまして、市長としては対応するということでございますのでよろしくお願いいたします。

#### 樹神会長

はい。わかりました。

じゃあ、そういうことで、概ね諒とするけれども、附帯意見についてさらに会長一任なんだけども、会長としてこれでいいかどうか意見 聴取を含めて検討するということで進めさせていただきたいと思いま す。ありがとうございます。

そうすると、一応、全体の方向性はこれで決まったと思いますので、 今後の手続きについてちょっと説明していただけますかね。要するに 今言ったように答申を市長に出して、市長さんがどうされるかという ことについて少し説明していただきましょうか。

#### 総務課長

はい、議長。

この審議会のほうから答申書を頂きましたら、それをもとに市長として実施をするかしないか判断して、それからまずは実施区域の議案を市議会に提出することになります。それからその市議会の議決を経ましたら、今度は町の区域はこうしますという議案を出すことになるんですが、その前には公示をさせていただいて、その町の区域割りの案につきましては皆さんの意見を聞くという期間が設けられることになります。この先の流れとしては概ねそのような形になります。ただ、まだ答申書は頂いておりませんので。

#### 樹神会長

そうですね。

#### 総務課長

そういうことで御理解いただければと思っております。

### 樹神会長

はい、わかりました。

じゃあ、他によろしいでしょうか。特に無ければ、附帯意見の部分については、変更すべき点、改善すべき点があったら改善するということで、少しそのあたりの意見聴取を会長として行って、必要な時期に会議を開かせていただくことになりますので、よろしくお願いをいたします。これで良かったですかね、今日は。

#### 総務部長

はい。

#### 樹神会長

どうも今日はありがとうございました。